

平成27年5月26日

株 主 各 位

東京都板橋区上板橋3丁目1番1号

株式会社 **東武ストア**

取締役社長 丹 羽 茂 美

第69期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第69期定時株主総会におきまして下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

- 報 告 事 項**
- 第69期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 - 第69期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(裏面をご覧ください)

変 更 前	変 更 後
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

第2号議案 取締役14名選任の件

本件は、原案のとおり丹羽茂美、高鷲光洋、大浦 理、土金信彦、山本秀昭、榛沢雅己、小川長治、増山義高、近藤喜美男、多知幸男、根津嘉澄、猪森信二、山崎康司、小島亜希子の14氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、根津嘉澄氏、猪森信二氏、山崎康司氏及び小島亜希子氏は社外取締役であります。

以 上

~~~~~

追って本総会終了後に開催された取締役会におきまして、代表取締役・取締役社長に丹羽茂美、専務取締役に高鷲光洋、常務取締役に大浦 理、土金信彦、山本秀昭の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。